

最高裁総三第227号

(訟い-06)

令和2年11月27日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 中 村 慎

「刑事訴訟記録の編成等について」の一部改正について

(通達)

平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」の一部を下記のように改正します。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

記第3を削り、記第4を記第3とする。

付 記

この通達は、令和3年1月1日から実施する。

最高裁総三第228号

(訟いー06)

令和2年11月27日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 中 村 慎

「医療観察事件記録の編成について」の一部改正について

(通達)

平成17年7月12日付け最高裁総三第000221号事務総長通達「医療観察事件記録の編成について」の一部を下記のように改正します。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 記第2の2を次のように改める。

2 目録

目録は、資料目録及び証人等目録とし、その作成は、次の定めによる。

(1) 資料目録の様式は別紙様式第1のとおりとし、証人等目録の様式は別紙様式第2のとおりとする。ただし、適宜な書面を引用して作成することも差し支えない。

(2) 資料目録は、検察官等提出分、対象者等提出分及び職権分を、証人等目録は、検察官等申出分、対象者等申出分及び職権分を作成する。

2 記第3の2を次のように改める。

2 併合事件記録等の取扱い

第2の3の定めによる。

3. 別紙様式第1を別紙1のように、別紙様式第2を別紙2のように改め、別紙様式第3及び別紙様式第4を削る。

付 記

この通達は、令和3年1月1日から実施する。

(別紙1)

(別紙様式第1)

(別紙2)

(別紙様式第2)